



日本労連協会と全国労連闘保労働組合連絡会議は団体交渉権について次のことを相互に確認する。

記

I (交渉権)

日本労連協会と全国労連闘保労働組合連絡会議との団体交渉は、労組法に基くところの交渉権の行使であることを確認する。

II (交渉委員)

交渉委員は双方自主的に選出し、相互に無条件で確認する。

III (同意事項の確認と効力)

この団体交渉で合意に達した事項は書面で当事者双方が捺印し、労働協約としての効力をもつ。この労働協約はすべての労働者に対して適用する。

IV (交渉の義務)

団体交渉はしつれか一方の申出があつた場合十日以内に開くものとする。

V (交渉事項)

団体交渉で取扱うべき問題は、賃金、労働条件、合理化問題等しつれか一方で提案されたすべての問題とする。

六、前記の団体交渉権は、それぞれの必要を地方においても確立する。

一九七二年六月八日



全国港湾関係労働組合連絡会議

全 日 本 港 湾 労 動 組 合

中央執行委員長 兼 田 富太郎

日本港湾労働組合連合会

中央執行委員長 古賀 煎



全國労働組合共同斗議會



石井



全 日 本 海事労働組合連合会

中央執行委員長 川田金



全日本倉庫運輸労働組合同盟

中央執行委員長 川田金



日本海事検査組合

中央執行委員長 川田金



中央執行委員長 大崎清

中央執行委員長

